平成２７年（フ）第８７号
山梨県南アルプス市下今井759番地　市営住宅下今井団地33号
債務者　玄間　栄次
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
山梨県山梨市三富川浦1818番地内132
債務者　佐藤　峰生
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４２号
山梨県南巨摩郡身延町西嶋1925番地
債務者　佐野　輝敬
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
山梨県甲府市上石田２丁目33番33号　メルヴェール上石田206
債務者　深澤　　亨
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
長野県松本市梓川倭７番地６
債務者　小林　千香
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４８号
長野県飯田市駄科496番地２　ワイエムコーポ101号室、住民票上の住所長野県飯田市松尾代田1434番地１
債務者　小笠原絵理子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１０８号
三重県津市久居元町1880番地１
債務者　上野　数吉
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０１号
滋賀県東近江市蛭谷町434番地１
債務者　城使　弘美
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３８号
滋賀県米原市樋口401番地23
債務者　土田　耕造
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒370番地２　第７恵美酒マンション502、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区恵美酒360番地２　第２恵美酒マンション102
債務者　小林　七重（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１４５号
奈良市法蓮町589番地の２
債務者　山本　江美
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１８４号
奈良市大安寺４丁目４番19―３号
債務者　井戸　　泉
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６７号
鳥取県鳥取市徳尾58番地６、旧住所鳥取県鳥取市南安長３丁目111番地１
債務者　西村　友明
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８号
島根県益田市横田町2000番地２　201、前住所島根県鹿足郡吉賀町沢田382番地５
債務者　村上　真富
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第３９１号
広島市安芸区中野２丁目６番31―13号
債務者　髙岡　美幸（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３８号
広島市南区西本浦町15番16号
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部